

平成30年4月15日

管内小中学校 児童生徒
保護者の皆様へ

高野町教育委員会

平成30年度義務教育無償化事業の実施について

平素は、教育行政にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、平成29年度より新規事業として義務教育無償化事業が始まりました。
平成30年度の新年度予算においても、3月議会において本事業の予算が可決され継続して実施されることとなりましたのでお知らせいたします。
本事業で支給される費用は、下記のとおりですのでご確認ください。
義務教育無償化事業は、「ふるさと応援寄付金」を活用しています。

記

○対象経費…学校給食費、学用品費、修学旅行費、校外学習費（遠足等）

学校給食…完全無償（平成25年4月より継続）

教材費…上限額あり（対象品目の具体例は別表をご覧ください）

上限額 小学1～6年生 15,000円/年

中学1～3年生 20,000円/年

修学旅行費…小学6年生、中学3年生対象 上限額あり

上限額 小学6年生 30,000円/人

中学3年生 60,000円/人

校外学習費…小学1～5年生、中学1～2年生対象 上限額あり

（遠足费等） 上限額 小学生 1～4年生 6,000円/人

5年生 8,000円/人

中学生 1～2年生 10,000円/人

※ 上限額を超えた場合または、対象外教材を購入する場合は、保護者負担になります。

本事業に関する問い合わせは

高野町教育委員会 0736-56-3050（担当：中西 健・中尾国子）

別表1

区分	概要	具体例
対象経費	教材費	・教科別テスト、ドリル、問題集、資料集 ・各種用紙類 ・教科別実習材料費 ・理科実験セット ・石膏、粘土、粘土板 ・その他、教材として区分される物

別表2

区分	概要	具体例
対象外経費	児童生徒個人が管理し、小中学校、家庭のいずれにおいても使用できる物で、私物として区分される物	・制服、名札、体操服、靴、靴、雨具 ・筆記具等個人用学習用具、教科用ノート ・そろばん ・カスタネット、ハーモニカ ・リコーダー ・ハサミ、カッターナイフ ・縄跳び用縄 ・その他、私物として区分される物